

## 風水害等および大規模地震への対応について

本校では、「横浜市学校防災計画」にもとづき、風水害等や大規模地震への対応を次のとおり定めています。児童の生命と安全保護のため、何卒ご協力をお願いいたします。

### 1 風水害等への対応

#### (1) 登校前

- ① **午前7時**の段階で、横浜市内（神奈川県全域または神奈川県東部）に『**特別警報**』『**暴風警報**』『**大雪警報**』『**暴風雪警報**』『**降灰予報**』が発令されている時は、全市立学校は一斉に**臨時休校**になります。

◎各家庭で、情報を正確に把握し、対応してください。

- ② 上記の警報が発令されていなくても、「大雨警報」「洪水警報」等の警報が発令されていて、児童の安全のために登校を見合わせる必要とご家庭で判断された場合には、学校へ連絡をお願いいたします。

#### (2) 登校後

##### ① 一斉下校が可能な場合

◎方面別集団下校をします。

- ・授業を繰り上げ、速やかに下校する場合があります。
- その場合は、メール配信・学校ホームページで連絡いたします。

##### ② 一斉下校が不可能な場合

◎児童を学校に留め置きます。保護者が学校に迎えに来ます。

- ・その場合は、メール配信・学校ホームページで連絡いたします。

- 保護者が迎えに来るまで、学校で預かります。
- 保護者は、児童の待機場所で担任に申し出てから児童を引き取ります。
- 保護者が迎えに来られないご家庭は、年度の初めに届け出いただいた登録代理引き取り人のお迎えがあるまで預かります。
- 登録代理引き取り人の方の場合は、受付で引き取る児童の「学年・組・氏名」を申し出ていただき、来校者札を受け取ってから、児童の待機場所へ行っていただきます。

## 2 大規模地震への対応

※ メール配信・学校ホームページで連絡いたします。ただし、どちらも使用できない事態が起こることがあります。その際は、各ご家庭で情報を正確に把握し対応してください。

### (1) 『東海地震注意情報』、『東海地震予知情報』並びに『東海地震警戒宣言』が発令された場合

- ・ 授業を打ち切り、児童を学校に留め置きます。保護者は学校に迎えに来てください。迎えがあるまで、学校で預かります。
- ・ 通学中、在宅中に「注意情報」または「警戒宣言」が発令された場合は、休校とします。なお、通学中に発令され、登校してきた児童に対しては、学校に留め置きます。保護者は学校に迎えに来てください。迎えがあるまで、学校で預かります。

※「警戒宣言」は予知情報を受けて、強化地域に発令されます。本市は指定地区外ですが、強化地域に近接しており、東海地震発生時には、震度5弱・震度5強程度の揺れが予想されるため、強化地域に準じて対策を講じることとしています。

### (2) 市域のいずれかで、震度5強以上の地震が発生した場合

- ・ 授業を打ち切り、児童を学校に留め置きます。保護者は学校に迎えに来てください。迎えがあるまで、学校で預かります。
  - ・ 原則、当日および翌日は、休校とします。
  - ・ 学校再開は、メール配信・学校ホームページ・校舎正門の貼紙で連絡します。
- ※震度5弱以下の地震でも、状況によって授業を打ち切り、児童を学校に留め置くことがあります。

### (3) 『津波警報』、『大津波警報』が発令された場合

- ・ 授業を打ち切り、「山頂公園」に避難します。その後、警報が解除され、校舎等の安全が確認でき次第、学校に戻ります。ただし、校舎が使用できない状況の場合は、山頂公園に留まります。

※『津波警報』、『大津波警報』が発令中は、保護者も避難してください。

- ・ 警報の解除後に、避難場所（学校または山頂公園管理棟付近）に迎えに来てください。迎えがあるまで預かります。山頂公園での避難場所については、災害の状況や地域住民の方の避難状況により、移動する場合があります。

### (4) 大規模地震にあたらぬ地震発生時においても、次のいずれかのことが起きた場合

- JR根岸線、みなとみらい線、学区を通る市営バスが運休し、再開の見込みが立たない場合
  - 学区が停電となっている場合
  - 学区で大きな火災が発生した場合
- ・ 児童を学校に留め置きます。保護者は学校に迎えに来てください。迎えがあるまで、学校で預かります。